

町田市社会福祉法人指導監査事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき町田市（以下「市」という。）が、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して実施する指導及び監査（以下「指導監査」という。）の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導監査の目的

指導監査は、法、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等の法令並びに社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添、社会福祉法人指導監査実施要綱、別紙、指導監査ガイドライン（以下「ガイドライン等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、社会福祉法人の適正な運営の確保を図り、市における地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3 指導監査実施方針

市長は、指導監査を重点的かつ効果的に行うため、指導監査の基本方針を掲げる社会福祉法人指導監査実施方針を、毎年度、別に定める。

第4 指導の基本方針

- 1 指導は、ガイドライン等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として、厳正に重点的かつ効果的に実地において実施する。
- 2 指導の実施及びその結果に基づく指導等に当たっては、関係部課及び東京都（以下「都」という。）との情報交換を密にする等十分な連携を図る。

第5 関係書類の提出

市長は、実地にて指導（以下「実地指導」という。）を実施するに当たり、法人

から実地指導に必要な関係書類の提出を求める。

第6 実地指導の選定基準

実地指導は、実施年度の初日に現存する法人が別表のいずれかに該当する場合に行う。ただし、必要があると認めた場合は、当該年度の途中で設立の認可を受けた法人についても実地指導を行う。

第7 実地指導実施計画

市長は、当該年度の実地指導の実施時期等を定めた実施計画を別に作成する。

第8 実地指導の実施

- 1 市長は、実地指導の対象となる法人を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該法人に通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人の運営等に問題が発生した場合又は通報等によりあらかじめ当該法人へ通知を行うことで問題が発生するおそれがあると認められる場合は、実地指導の開始時に文書を交付する等の方法により通知することができる。
- 3 実地指導は、原則として係長級以上の職にある者を長とする指導担当職員2人以上で班を編成して班長を定め、班長の調整の下に連携を図りながら実施する。
- 4 実地指導は、指導監査ガイドラインに基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。
- 5 指導担当職員は、実地指導終了後、指導担当職員相互で調整を行った上で、法人の関係者に対して、実地指導事項票を用いて結果を講評し、改善が必要な事項及び解決方法を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等は、現地での講評を行わず、町田市役所に関係者を招致して行うことができる。
- 6 実地指導に当たっては、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員又は法人の関係者に対し、実地指導への立会いを求め、又は必要事項の調査若しくは照会を行うことができる。

第9 実地指導後の取扱い

- 1 指導担当職員は、実地指導終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題がある場合はそのことを明確にした上で地域福祉部長に報告する。
- 2 市長は、前項の検討結果に基づき実地指導の結果を当該法人の代表者に対し文書で通知する。この場合において、ガイドラインに定める文書指摘事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。
- 3 実地指導をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告及び前項の規定による通知は、実地指導終了後速やかに行う。
- 4 市長は、実地指導の結果、文書指摘事項があったときは、法人の代表者に対し改善状況報告書を、原則として実地指導を実施した日から60日以内に提出することを求める。この場合において、改善内容を書面により確認するほか、必要に応じて、現地で確認する。
- 5 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な法人については、必要に応じて、再度、実地指導等を行う。
- 6 実地指導の結果、第11に定める場合等に該当すると判断したときは、速やかに監査を行う。

第10 実地指導の拒否への対応

正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

第11 監査の基本方針

監査は、法人運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったと疑うに足りる理由があるときに、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを主眼として、監査を実施する。

第12 監査の実施

- 1 監査を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を都知事に対し行う。
- 2 市長は、監査対象となる法人を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、

実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により法人に通知する。

3 第8第2項の規定は、監査の実施について準用する。

4 監査は、原則として担当課長級以上の職にある者を班長とし、実地指導の指導班を中心とする監査担当職員3人以上で実施する。

5 第11に定める場合等の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、法人に対しその業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査を行う。

第13 監査後の取扱い

1 監査担当職員は、監査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題がある場合はそのことを明確にした上で地域福祉部長に報告する。

2 市長は、前項の検討結果に基づき軽微な改善を要すると認められた事項について問題点、改善方法等を具体的に、当該法人の代表者に対し文書で通知する。

3 市長は、監査の結果、文書指摘事項があったときは、法人の代表者に対し改善状況報告書を、原則として監査を実施した日から60日以内に提出することを求める。この場合において、改善内容を書面により確認するほか、必要に応じ、現地で確認する。

第14 指導監査結果の活用

1 指導監査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、関係部課に提供する。

2 指導監査の結果のうち、文書指摘事項及びその改善状況については、原則として市のホームページに掲載し、広く市民に情報提供する。

第15 国及び都への報告

必要に応じ、指導監査の実施状況について、国及び都へ報告を行う。

附 則

この要領は、2013年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2017年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2022年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、2024年4月1日から適用する。

別表（第6関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 ガイドライン等に定める指導監査の実施の周期に該当している法人2 法人運営に関して、継続的に指導監査を行っている、又はその必要がある法人3 過去の指導監査における指摘事項の改善が図られていない法人4 苦情、通報等が多く寄せられている、又は苦情、通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人5 法人認可後、指導監査を実施していない法人6 新設かつ施設整備中の法人7 当該法人が運営する施設が実地指導の時期に当たる法人（当該法人及び施設の実地指導を併せて所管するものに限る。） |
|--|